

住宅のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額適用申告書

平成 年 月 日

河南町長あて

申告者 住所又は所在
 (納税義務者) 氏名又は名称
 電話番号 () -
 代理人 住所又は所在
 氏名又は名称
 電話番号 () -

地方税法附則第15条の9第4項及び同条第5項の規定に基づき、次の家屋に係るバリアフリー改修工事に伴う減額措置の適用について、河南町税条例附則第6条の2第7項の規定により下記のとおり申告します。

家屋の明細	所在地	河南町		
	所有者		家屋番号	
	種類(用途)		構造	
	床面積		居住用床面積	
	建築年月日	平成 年 月 日	登記年月日	平成 年 月 日
居住者	居住者の要件該当事項(該当するものに 印を付けてください。) 65歳以上の人 介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている人 障がいのある人 上記に該当する人の 住所 _____ 氏名 _____			
改修内容	改修完了年月日	平成 年 月 日		
	改修工事の内容(該当するものに 印を付けてください。)			
	廊下・入口の拡幅 手すりの取り付け	階段の勾配の緩和 床の段差の解消	浴室の改良 引き戸への取替え	トイレの改良 床表面の滑り止め化
	改修工事に要した費用	a 円		
	補助金等(当該改修工事の費用に充てるために交付される補助金等) 住宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費 差引き自己負担金 (30万円以上が減額の対象となります。)	b 円		
a - b 円				
工事完了日から3ヶ月以内に提出できなかった理由				
世帯区分等状況確認について 本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分、現住所、介護保険給付及び助成制度の利用状況等を、税務課が各業務担当課へ照会することに 同意します ・ 同意しません 該当するものを 囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出いただくことになります。				

添付書類等詳しくは、裏面をご覧ください。

【添付書類】(地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく書類)

- ・ 納税義務者の住民票の写し(住所が河南町内の方は不要)
- ・ 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用が確認できるもの)
- ・ 改修工事箇所の写真(改修前・改修後)
- ・ 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
- ・ 住宅改造補助金交付及び介護保険給付金の決定(確定)通知書等の写し
- ・ 該当する区分に応じた書類
 - 65歳以上の人・・・住民票の写し(住所が河南町内の方は不要)
 - 要介護または要支援認定者・・・介護保険の被保険者証の写し
 - 障がいのある人・・・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の写し

【記入方法】

申告者(納税義務者)の欄には、バリアフリー改修工事に伴う減額措置の適用を受けける家屋の納税義務者の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。

代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する人、その他の代理人の場合はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。

なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。

家屋の明細欄には、所在地・所有者・家屋番号・種類(用途)・構造・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日をそれぞれ記入してください。

居住者の欄には、該当する要件に 印をつけ、その要件を満たす方の住所・氏名を記入してください。

改修内容の欄には、改修完了年月日・改修工事の内容・改修に要した費用・補助金等・差引き自己負担額を、それぞれ記入又は該当内容に 印を付けてください。

【その他】

減額は、当該住宅に係る固定資産税(100㎡相当分)について翌年度分に限り減額。

新築住宅特例や耐震改修特例とは重複適用されません。省エネ改修特例に限り重複して適用されます。

バリアフリー減額措置は、1戸について1回限りの適用となります。

店舗付住宅の場合は、居住用部分の床面積が2分の1以上の場合に適用されます。

必要によっては、職員が現地調査を行う場合があります。

【問い合わせ先】

河南町役場 住民部 税務課 固定資産税係 電話：0721-93-2500